

和歌山県青少年健全育成条例の改正の方針について

■改正の趣旨

和歌山県では、青少年の健全な育成を図るため、昭和53年10月に「和歌山県青少年健全育成条例」を制定して、青少年の健全な育成を阻害する行為の規制と青少年を取り巻く環境の整備を行っています。

しかし、最近、刃物による殺傷事件（海南市事件、紀の川市事件、川崎市事件など）で青少年が加害者や被害者になるケースが相次いでおり、このような事件の防止対策の強化が求められています。

そのため、現行の販売・貸付業者に対する青少年への**有害刃物類***1の販売、貸付等の禁止に加え、新たに青少年に対する有害刃物類の**所持***2禁止及び青少年の親権を行う者及び未成年後見人（以下「親権者等」という。）の義務強化を行うための所要の改正を行います。

■条例の改正点

① 青少年に対する有害刃物類の所持禁止規定の新設

◆ 改正の方針

有害刃物類については、人体に危害を及ぼす機能を有しているため、心身共に未熟で多感な人格形成時期にある青少年が、有害刃物類を所持することにより、攻撃的志向を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあることから、青少年は、業務その他正当な理由がある場合を除き、有害刃物類を所持してはならないこととします。

② 親権者等の義務の強化

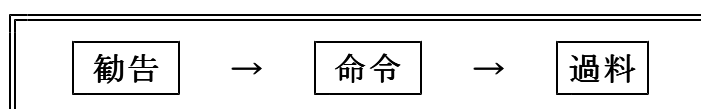
◆ 改正の方針

親権者等は、青少年が有害刃物類を所持していた場合は、その有害刃物類を青少年が所持できないよう保管するなど、必要な措置をとらなければならないこととします。

親権者等が必要な措置をとらない場合には、知事は、親権者等に対して必要な措置をとるよう勧告することができるとし、勧告に従わない場合には、必要な措置をとるよう命令することができるとします。

さらに、命令に従わない場合は過料に処することとします。

◇親権者等が必要な措置をとらない場合



③ 青少年に対する有害刃物類の提出命令

◆ 改正の方針

青少年が有害刃物類を所持していた場合に、親権者等が必要な措置をとらない場合その他必要に応じ、知事は、当該青少年に対して有害刃物類の提出を命令することができることとします。

④ 施行期日

一定の周知期間を設けて施行します。

- ※1 有害刃物類：①人体に危害を及ぼすおそれがある刃物類で知事が指定したもの
②家庭用、学習用又は業務用として製作された刃物類を除き、刃体の長さが6センチメートルを超える刃物類（下記参照）

形	状
<p>(刃体固定式)</p>  <p>刃体の長さ 6センチメートル超</p>	<p>刃物類(家庭用、学習用又は業務用(規則で定めるものに限る。))として制作されたと認められる刃物類を除く。)であって、規則で定めるところにより計った刃体の長さが6センチメートルを超え、かつ、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの。</p>
<p>(刃体折りたたみ式)</p> <p>刃体の固定装置 (ロック機構)</p>  <p>刃体の長さ 6センチメートル超</p> <p>(刃体を収納した状態)</p>	<p>※規則で定める業務 (規制対象外となる業種)</p> <ol style="list-style-type: none">1.農業、林業2.漁業3.鉱業、採石業、砂利採取業4.建設業5.製造業6.電気・ガス・熱供給・水道業7.宿泊業・飲食サービス業8.理容・美容業

- ※2 所持：人が物を事実上支配している状態をいい、携帯をはじめ運搬、保管も含まれます。なお、刃体の長さが6cmを超える刃物の携帯は銃器刀剣類所持等取締法により禁止されており、これに違反した場合は逮捕され、当該刃物を取り上げられるとともに罰則を科されることとなります。